

令和5年第3回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 令和5年 9月 5日  
本日の会議 令和5年 9月 7日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	3番 岡 田 義 晴 議員	4番 八 木 亮 三 議員
5番 松 林 敏 議員	7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員
9番 安 部 都 議員	10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員
12番 堤 理 志 議員	13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

欠席議員

2番 藤 田 明 美 議員      6番 西 田 健 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君	水 道 局 長	渡 部 守 史 君
会 計 管 理 者	田 中 一 之 君	教 育 次 長	山 本 昭 彦 君
教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君	総 務 課 長	荒 木 隆 君
情 報 政 策 課 長	木 須 紀 彦 君	秘 書 広 報 課 長	大 山 康 彦 君
契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君	地 域 安 全 課 長	山 口 聡 一 朗 君
政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君	財 政 課 長	北 野 靖 之 君
税 務 課 長	和 田 弘 君	収 納 推 進 課 長	小 川 貴 弘 君
土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君	都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君
産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君	福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君
こ ども 政 策 課 長	宮 司 裕 子 君	住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君
健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君	介 護 保 険 課 長	村 田 佳 美 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 庸 輔 君	教 育 総 務 課 長	久 原 和 彦 君
生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 崎 昇 君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時35分

令和5年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第3号）

令和5年9月7日（木）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	46	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	※総務
3	47	町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結について	
4	48	令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総務 ※産業
5	49	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
6	50	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	51	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	52	令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
9	53	令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
10	54	令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
11	55	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
12	56	令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	57	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
14	58	令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
15	59	令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
16	60	長与町教育委員会委員の任命について	
17	61	人権擁護委員の推薦について	
18	—	請願第1号に対する紹介の取消しの件	

※付託予定の委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、西岡克之議員の①高齢者福祉について、②産業振興についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

おはようございます。議長の許可が出ましたので質問させていただきます。まず初めに高齢者福祉についてを質問いたします。現在の高齢化社会は、医療技術の進歩、社会福祉の発展により、今後ますます進行していくと考えられます。聞くところによると、2030年には60歳以上の5人に1人は認知症にかかるとの推測もあるようです。高齢者の介護は、認知症が軽いときには伴侶、家族、周辺の協力で乗り切れると思いますが、認知度が進むとその範疇を超え、介護者に多大な影響を及ぼします。介護施設に入居できる方はまだ恵まれており、病院や介護施設に入居がかなわない方々も多々いるようです。そのため要介護者の子ども、孫といった若い家族が仕事を休職もしくは退職し、介護に専念せざるを得ない状況や、家族全体が経済的に困窮することにもなります。2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になります。介護する方が高齢になり高齢者が高齢者を介護する老老介護や、介護する方が認知症になり認知症が認知症を介護する認認介護という言葉も生まれてきているようです。このことによりさまざまな弊害も出てきております。人生の最終章で悲惨な終末期を送るのではなく、もう少し人間らしい最期の過ごし方が家族を含めてあると思います。そこで本町の介護の状況についてお尋ねいたします。1点目、本町の介護施設への入居待機人数は何人が質問します。2点目、介護施設の入居条件を質問します。3点目、自宅介護の実数はどの程度か質問いたします。4点目、その中で老老介護の数は幾らか質問をいたします。5点目、高齢者虐待の発生件数はどの程度か質問します。6点目、今後の高齢者施設建設状況はどうか質問をいたします。

続いて、大きい2番目の産業振興についてでございます。2020年6月議会で私が一般質問致しました長与町内へのIT産業誘致について、その後の進展はどのようになったのか質問いたします。この質問は、公明党長崎県議会議員川崎議員の提案で、本町内にある県立大学へ他県企業数社が県立大学の優秀な生徒たちとの共同研究に来ており、数年間の研究期間が終了してしまうとそこで終わり、元の所に戻ってしまうため、その後も本町に残り支社、支店を作り、経済活動をしていただくように誘致活動をお願いしていただく内容でしたが、どのような進展になったか質問いたします。以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最初の質問者であります西岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

大きな1番目、高齢者福祉についてということで、1点目が本町の介護施設への入居待機人数についてのお尋ねでございます。入居待機人数につきましては、8月22日現在、特別養護老人ホームが2カ所で延べ96名、地域密着型特別養護老人ホームが1カ所で40名、認知症高齢者グループホームが6カ所で118名、合計延べ254名となっているところでございます。

2点目の介護施設の入居条件についてのお尋ねでございます。町内には特別養護老人ホーム、地域密着型サービスの特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームがあり、各施設によって入所要件が異なっております。まず特別養護老人ホームへの入所でございますけれども、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、居宅におきまして日常生活を営むことが困難な方やむを得ない事由がある場合に限り、要介護1または要介護2の方の特例的な施設への入所が認められております。また地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、特別養護老人ホームの入所要件に加えまして、地域密着型サービスの目的が住み慣れた地域での生活の継続であるため、原則長与町民のみの利用となります。認知症高齢者グループホームにつきましても地域密着型サービスとなるため、原則長与町民で要支援2または要介護1以上の認知症と診断された方が対象となります。

続きまして3点目でございます。自宅介護の実数でございます。令和5年6月の実績となりますけれども、ご自宅で何らかの介護サービスを受けておられる方は1,169名とあがっております。その中で老老介護の数はいかがなものかというのが、4点目のご質問でございます。老老介護の数につきましては把握できておりませんが、現在行っております長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向けたアンケートの中で、主な介護者の方の年齢をお伺いしましたところ、70歳以上の介護者が38%となっております。

5点目でございます。高齢者虐待の発生件数はどの程度出ているのかというご質問でございます。毎年国におきまして「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」が実施されておまして、この調査の基準に沿った65歳以上の高齢者で、養護者による虐待を受けているまたは受けていると思われる町が判断した件数でございますけれども、令和2年度1件、令和3年度は0件、令和4年度は5件ございました。また介護施設従事者等による虐待、これにつきましては令和2年度0件、令和3年度1件、令和4年度0件となっております。

6点目のご質問でございます。今後の高齢者施設建設状況についてのお問い合わせで

ございます。現在令和6年度から令和8年度の期間の長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定中でありまして、その中で高齢者施設の今後の整備方針を決定していく予定でございます。方針につきましては、今後高齢者人口の増加が見込まれるため、人口の将来推計や事業計画の策定に向けましたアンケート結果から得られる在宅介護や介護離職の状況、また施設への入居待機者数などを参考にいたしまして、今後の高齢者施設の建設について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして大きな2番目、産業振興についてのお尋ねでございます。本町における企業誘致につきましては長崎県産業振興財団と連携いたしまして、県内への進出意向のある企業への希望物件情報の共有や本町にございます物件情報の提供を行っていただくなどの取り組みや、誘致活動といたしましては、令和4年度には職員1名が財団職員と共に関西地区の企業訪問を行うなどの取り組みを進めているところでございます。IT産業の誘致につきましては、施設整備といたしまして民間事業者と連携しましてサテライトオフィスの整備を支援し、令和3年度より岡郷において開設しております。優遇制度の面では、本町の制度といたしまして長与町工場等設置奨励金、長崎県の制度といたしまして誘致企業工場等設置補助金、オフィス系企業誘致事業補助金等がございましたが、このような従来の制度につきましては中規模から大規模企業向けの制度でございましたので、小規模企業向けの取り組みといたしまして、令和4年3月に長与町企業立地促進助成条例を策定いたしまして、常時雇用する従業員を新たに町民より雇用していただくことを要件といたしまして、施設の賃借料や雇用に係る費用を助成するなど、小規模な企業が利用しやすい助成への取り組みも進めているところでございます。長崎県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センターにつきましては、5社の入居が令和5年4月より始まっているところでございまして、そのうち2社と連携について協議を進めているところでございます。入居企業の支社、支店の進出の話は今のところございませんが、協議の中で1社からは、町内での事業創出への取り組みといたしまして創業支援をサポートする事業について提案を頂いておりまして、西そのぎ商工会で実施をしております「創業塾」等と連携できないか協議をしているところでございます。今後も関係機関と連携し誘致につながる取り組みを続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

質問に対しての回答がございましたが、そもそもこの質問、まず高齢者の質問をしたのは、最後のところに書いていますけれども「人間らしい最期を送っていただきたい」ということで、家庭でも地域でも今まで協力をしてきて貢献をしてきた方々が、人間らしい最期を送っていただくことができたならばという趣旨でこの質問はさせていただきます。それに沿って再質問をさせていただきますと思っております。まず特別養護老人

ホームと地域密着型特別養護老人ホームですか、96人と40人という待機数が出ておりまして、次にサービス付き高齢者向け住宅、これサ高住という形で理解してよろしいんですかね、で118人の254人。グループホームはすみませんよく分からなかったんですけど、グループホームの待機数ですね、町内施設の。それと小規模多機能についての待機数がもしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

先ほど町長答弁にもありましたが、特別養護老人ホームが2カ所で96名、地域密着型の特別養護老人ホームが1カ所で40名、認知症高齢者グループホームが6カ所で118名、計延べの254名が待機者数となっております。先ほどお話がありましたサービス付き高齢者住宅の方につきましては有料老人ホームも合わせまして、8月29日現在ではありますが現在23室の空きがあるようです。どの施設につきましても、入居を希望される方が見学や相談に来られておりますので、近いうちに空き室につきましては解消されると思われております。また小規模多機能型につきましては、これはデイサービスであるとかショートステイとか複合的なサービスを利用するものになりますので、待機者数というのは現在把握しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。小規模多機能の場合、今課長がおっしゃるようにショートステイのみっていう形では実数の把握が取りにくいっていう形で理解してよろしいんですね。多分そうじゃないかなというふうに思います。それとデイサービスに行くのもあるのでなかなか数として把握しづらいという形ですね。もちろん、今254人とか聞いたんですが、これは1人がその施設に限って申し込むという形ではなくて複数の施設に申し込んでいるので、実数的にはかなり減っているのかなあという感がいたしますが、そういう例えれば本当の実数というのはこれは分かりづらいものなんですか。ちょっとそこもお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

各施設に名簿等を出していただいての待機者数を把握しておりませんので、各施設にそれぞれ必要な方が必要な施設を見学されて申し込まれていると思われまして、どうしても重複した数になると思われまして。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。多分把握しづらいんだろうなと思ってはいたんですけど、役所の方でそういう実数がもし把握できたら、本当の待機の数分かるんじゃないかなと思って質問いたしました。もう分からないならば、それはもうシステムの無理だということでも理解いたします。次に、サ高住は空きがあるんですよね。サービス付き高齢者住宅、いわゆるサ高住ってやつですね。これも要は、費用が高いのは、割と空く傾向にあるんですよ。有料で介護付きマンションみたいなのが町内にも1施設ありますけども、そういう所というのは割と空いて、特養とかまたさらに地域密着型も同じ特養のカテゴリーに入ると思うんですけども、そういう所ほど空きづらいついていうのがあると思うんですけど、そこの特養に入る条件というのがあると思うんですね。先ほど要支援1以上は入れる要素があるというふうに当初答弁でお聞きしたんですけど、一般的には要介護3からですかね、3以上という形。ということはグループホームも一緒ですかね。そこもちょっとすみません確認をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

特別養護老人ホームの入所要件につきましては、原則介護3以上の介護認定を持っていらっしゃる方、特例につきましては要介護1と要介護2の方が特例の対象となります。グループホームにつきましては、要支援2の方から要介護5の方までの方で認知症と診断された方が入所要件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

確認です。グループホームは認知症という判断というかな、意見書っていうかがあれば、3以下でも入れるってことでよろしいですか、確認をいたします。もう少し大きい声で。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

グループホームにつきましては要支援2以上の方、要介護1から要介護5までの方、その方で認知症と診断された方になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今のは施設に入居されている方、入居待ちの方をどれぐらいかなという形、また入居条件がどれぐらいなのかなという形で質問させていただきましたが、まだ施設に入るの

を待っている方。施設はいいよって身内の方がいらして、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんは僕が見るよと、私が見るという形で自宅で介護をされている方。もちろんそこはヘルパーとかが来ておられるところもあるし、まだまだそれに至っていない方もいると思うんですけど、そういういわゆる待機者っていうのにはちょっと当たらないのかな、全部が全部はね。けどそういう方々の数っていうのは年々増加しているんですか、それとも横ばいなんですか、そこをお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

ご自宅で介護をされている方、その方でも介護サービスを利用してデイサービスに行かれたりとかデイケアに行かれたりとか、そういったことで介護事業所に通われている方もいらっしゃるし、ショートステイの方に入っている方もいらっしゃいます。そういった複合的なサービスをご利用しながらご自宅で介護をされていると思うんですけども、実際に何らかの介護サービスを利用している方が1,169名になっているんですけども、そういった方々が皆さん施設を希望されている方とは限らないとは思っておりますので、実数につきましては把握していないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の話の中で、役所の捉え方としてはショートステイに行っている方も自宅というふうな捉え方でされているんですね。だからさっき私が質問したショートステイの待機者というのは分からないと言うのはそれも一つの理由なんですよ。分かりました。一つ疑問が解けました。実数が分からないって、介護というのは軽いうちの介護はおっしゃったように朝からデイサービスに送り出して、夕方帰ってくる、あと夜だけ介護すればいいとか。それが認知が進んでくると、夜中に起きたりとか、足が達者な方は徘徊に出たりとかして目が離せなくなるんですよ。実際、私も徘徊している方をもう大分前の話ですけど見つけたことがあります。交通指導員で出ていた時に、体育館の前辺りで三芳町の辺りから歩いてそこまで来ていたんですよ、おばあちゃんがね。それで「どこに行くの」って言ったら分からないんですよ。ただ「この先」って。先って海なんですよ。危ないなと思ってすぐ確保というか「おっとかんばよ」っておらせて、適切な処置をしたんですよ。そういうふうに出ていく方もいらっしゃるの、そういうことになると今度は家族が見られないっていう形になります。それで、そこで事故が起きれば世間は「家族が見てないけん」っていう形にすぐなるんですよ。非常に家族に酷なんですよ。やはりそういう方々のためにも施設入居っていうのは一つの大きな選択肢だと思います。それでお尋ねしたわけです。それでですね、そこに至るもっと手前が4点目にあるいわゆる高齢者が高齢者を介護するという形ですね。それが年々増えてきていると思うんですよ。

で、今後例えば、先ほど申し上げた元気な高齢者が自分の親なりを介護する分はいいんですけども、自分が介護できないようになっていく。例えば、抱えたときに圧迫骨折をすれば、よくある話なんです。そういうときに、いわゆる介護する側をケアする制度、制度っていったらあれですけども、制度までなっていないので。介護する側を見守るっておかしいですけど、何かする制度というのは、例えば介護疲れの部分、精神的な部分も肉体的な部分もあると思うんですね、そこはこういうふうなケアをされているんですか。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

なかなか介護をされている方につきましてのケアっていうのは難しいところではございますが、レスパイトといいますか、介護サービスを利用することで被介護者の方、介護が必要な方からちょっと離れることによって、ショートステイとかを使ってリフレッシュしていただいたりとか、そういうふうなことをご利用いただけたらと思っております。また認知症介護者につきましては、こちらの方で奇数月の第3木曜日になりますが認知症介護者リフレッシュの集いということで、皆さん集まっていただいて、日頃の介護の悩みとかいったことを皆さんでお話をさせていただく場も設けております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なるべくそういう被介護者の方も大事なんですけど、介護をしている方のケアも大事なので、そういうふうな形のケアっていうかな、より今からはもっと考えていかなければならないというふうに思います。ショートステイもすぐ入れればいいんですけど、なかなか探しても入れないんですよ、よく私も体験しておりますので。そういう情報っていうのは誰が出すんですか。例えばケアマネジャーが付いてケアマネジャーが出してくれるのか。デイサービスの所は事業所が出してくれるのか。そういういわゆる介護をしている方に、例えばもう毎日毎日見ている大変だなという時は、「ショートステイやったらどうですか」とか、「じゃあどここのショートステイお尋ねしてみましようか」とか。そういう形のサービスっていうのは誰が出すんですか。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

皆さん介護サービスを利用される方につきましては、先ほどおっしゃいましたようにケアマネジャーが付いてらっしゃいます。その方が前月までにサービスの計画を立てて、こういった施設をこの方は利用しましょうという提案をさせていただいたりとか、また途中であってもケアマネジャーの方に急遽ショートステイに入りたいとかいうふうなご相

談をしていただければ、ケアマネジャーの方で対応していただいている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。次の5点目に移りますけども、適切にそういう介護している人のリフレッシュというか、先ほどそういうのも一つの社協の事業なんですかね、介護している方々のリフレッシュをするっていうのは。それをお尋ねします。それと介護疲れによって、つい、ついと思うんですね、もう虐待するとかいうのがあると思うんです。恐らく施設による虐待というのは本町ではあまりないと。先ほど施設は令和2年、令和3年、令和4年、全部ゼロって聞いたんですけども、施設ではあんまり、教育もあるし、施設の運営自体もそういうことがあったら閉鎖っていう形もすぐあるんでなかなかないと思うんですけども。分かりづらいと思うんですけど家庭で本当ふとした時と思うんですけど、虐待っていう形になるんですけども、そういう把握がこの令和2年に1件、令和4年に5件、令和3年0件という形の数字なんですか。そういうのって分かりづらいんですかね。ちょっとそこ、難しい質問と思いますけどもお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者の虐待の件でございます。議員ご質問のご家庭での虐待につきましては、先ほども介護保険課長が申し上げましたが、ケアマネジャーが付いている場合がございます。なのでそちらからの通報もしくは警察からの通報とかもございます。そういう場合に本当にそこが虐待なのか、それとも先ほど議員が言いましたようにちょっと介護したときのあざとかなのかということを判断させていただいて、それで次の段階に。そのときはケアマネジャーも含めまして協議を行っている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なかなか本当に介護するっていうのは大変と思います。よく私も支持者とかのご相談とかあります。家庭訪問をさせていただいたときに、介護する方もされる方も大変だろうなっていうのが身につまされてよく分かります。で、それを行政だけに法等を求めるのはちょっと私もどうなのかなという部分もあるんですね。しかしやっぱりそういう制度を行政が作っている以上は、行政に負担がかかってくるっていうのはもう仕方ないことだと思うので、今後ともそこをしっかりとお願いしたいと思います。今までの中で確かに介護者が増えてきたなど、認知症の方が増えてきたなどというのは、もう重々皆さんの周知の事実だと思います。それを今度、受け皿っていいですか、その受け皿のために今度

9期の介護計画の中で、今後先ほど私も言ったように2025年には団塊の世代が75歳になるんです。その方々がもう早い方では70歳ぐらいから認知症になる人もいらっしゃるんですね。そういう方々の受け皿として、今の町内の施設では私個人としては少し足りないかなっていうふうに現状でも思っております。で、今度その受け皿として施設については、まだ結果がアンケートなどで出てないんだと思うんですけども、アンケートが出たら結果、いわゆる高齢者施設建設っていうか造る感じ。例えば今あるグループホームの増設とかいう形も選択肢と思うんで、あまりお金を使わないでできるという形の高齢者、介護、特養にしても、そういう増設っていうのがあると思うんで、そこは許認可は県と、地域密着型は町なんですよね。そこはどういうふうにお考えになっておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

第9期介護保険事業計画の時期に団塊の世代が75歳以上となるというのは承知しております。その中で、重度な要介護状態になり高齢者施設への入所を希望される方も当然増加すると推測されておりますけれども、しかしながら地域密着型サービスの新たな施設整備を行いますと、給付費の増大が見込まれます。またそれに応じて保険料にも影響するというのも考えておりますので、町長答弁にもありましたけれども、高齢者人口の推計や事業計画の策定に向けたアンケート結果から得られる在宅介護や介護離職者の状況、施設への入居待機者数などを参考にして、高齢者施設の建設についても検討を進めてまいります。また要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括システムの充実に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

多分今のお答えは、私の想像の中での範囲のお答えだと思います。そう答えるしかないんだろうなと思いますけども、現実やはり答弁の中にありました、長与町の方は長与町の施設しか入れないという制約があって、長崎市は大きくて本町の10倍ぐらいあるのであちこち特養でも空いていますもんね、長与町は特養空いてないんですよ。そういう形で、地域包括ケアシステムの中で対応してまいりますと言えばもう何も言えないんですけども、受け皿としての施設の場合は、真面目な話必要だと思いますので、ぜひ9期の計画を作る時にその辺も加味していただければと思います。高齢者の問題については以上で終わります。

次に産業振興についてに移りたいと思います。町長のお話の中で、アプローチはもう

されておられるっていう形でお聞きしました。もう私がかねてから例に引いております四国の徳島県の神山町ってご存じだと思います、そのことが、この頃も神山に高等専門学校ができたんです。もう重々町長もご存じだと思います。そこが非常にうまくいっていると思いますので、少し時間を頂いて読み上げます。「1997年、徳島県は神山町に」、県がやったんですね。「国際文化村を設ける構想を発表。文化村構想は実現しなかったが、町内の実業家らにより、1990年より芸術家を招聘する神山アーティスト・イン・レジデンス」うんぬんとあるんですけど、その次に「2011年の地上デジタル放送移行の前に、2004年に神山町・佐那河内村」っていうんですかね、「が連携して山間部」、もう山の中なんですよ、「の情報格差、難視聴対策」、要するに山の中なんです電波が入らないということで、「ケーブルテレビ兼用の光ファイバー網を」と。いわゆる平たい言葉でど田舎に全部引いてしまったんですよ。こうしたことがあって「2010年に、クラウド名刺管理サービスのベンチャー企業が同町で初めて古民家をオフィスとしたのをはじめ、IT企業のサテライトオフィスの進出が相次いだ」と。要するに大容量の回線を引いてくれたことで、そこにIT企業が来てくれたということですよ。それに伴ってビストロや弁当屋など新規の第三次産業も生まれた」と。要する企業が来て人が来たんで、食にまつわるものが開業したと。「このことから2011年には、神山町が誕生した1955年以来初めて社会動態人口が増加に転じた」と。町長、今微減ですよ、うちはね。後でちょっと増えるとは思いますが。ここはもう私もネットでしか見たことないけど田舎の山の中なんです。で、新規開業が増えた。「以降、まちづくりの取り組みに対し全国から注目が集まっており、2019年にSansan社長らが町内で私立高等専門学校を2023年に開学を目指す計画」、いわゆる「神山まるごと高等専門学校」を開学したということなんです。で、うんぬんとあるんですけども、「同年12月25日神山町の創生戦略・人口ビジョンまちを将来世代につなぐプロジェクトを公開した」と。「民間に一般社団法人の地域公社を、役場内に課長級の戦略会議体を立ち上げる方針を策定した」と。民間もやっただし役場内でも作ったと、戦略をですね。「この両輪を回しながら、連続的で、拡張性があり、継続性の高い施策群の推進を目指す」と。要するにここはいわゆる何にもない田舎なので、そういう今ここで全国も注目するようなことができた。ただ本町にこれを比べた場合に、本町の場合はもっとここより資源が多いんです。JRもあります。高専はないけどシーボルト校、いわゆる県立大学の今来ているラボがあります。何より四国より長崎は地震が少ないんです。それとワーケーションができる、町長が今一生懸命力を入れておられる堂崎の方向ですね、今諫早との方向でもう少しで道もつながると思うんで、広くなってね。ああいう所で天気の良い時には釣りをしたり、海で泳いだり、山を散策したりそういうところできて、都会には考えられないような地域資源があるということですね。また空港にも行こうと思えばすぐ行けます。そういうところで、いわゆるはっきり言って宝の持ちぐされっていうか、長与町は。ある意味考えてみればですね。そういうところで、こういう

IT産業、地域に要するに公害を出さないあえて優しい企業を持ってくれば、長与町はもっともっと発展すると思うんです。そういうところで、目を付けてIT産業をやったらどうですかという形の誘致を私もご進言申し上げました。今順調に伸びているようでございますが、その中で、町長にこういうこと言ったら悪いんですが、町長は以前民間におられて、しかも映像通信会社でございますので、そういうところの今までのスキルを生かしてトップセールスっていう形がやれないのかなって思うんですよ。その点について町長の意気込みといたしますか、覚悟といたしますか、よかったらお知らせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、話されましたように国道207号線につきましては、本当にいろいろと議員、県議の方にはお世話になりました。本当にありがとうございます。おかげさまでこれ少しずつ進んでいまして、国の方の予算も下りるようになったので、間もなく突き抜けると思っています。特に今おっしゃったように岡地区ですね、あの辺りは本当に非常に風光明媚でいろんな所が今からまだまだいろんなものが出てくる可能性、ポテンシャルの高い所だと思うんですね。そこにワーケーションを作りたいということで。ここにつきまして県とも随分話をしまして、何とかワーケーションをここでできないだろうかということで話をしております。これもINGで進めていきたいというふうに思っております。あとそのデジタル化っていうのも、これもはっきり言って早く進めていかなきゃいけないということで。デジタル化が進んでいきますとそこに有線が入ってきますと、そこに電波を飛ばすにしても大きな有線があるといろんなことが可能なんで、この辺りも研究しなくちゃいけないというふうに思っております。で、今言っておりますように、とにかく長与町は普通の商業施設というのは国道がないもんだから、非常に諫早とか大村とかああいう感じにはならないと、なりにくいだろうと思っておりますけども、ないものねだりをするんじゃなくて有るものの資源を有効活用していくと。これが長与町ならではの施策かなと思っておりますので、長与町にあるこういった資源を有効活用しながら進めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

町長の力強い決意をお聞きすることができましたし、非常に今回良かったなと思います。現場で当たられる方々にも一つ、二つ質問したいと思います。もちろん今産業振興財団を中心にアプローチをかけていらっしゃるというふうに思っております。その中で今町長にもお尋ねしたんですけども、それ以外の企業にはアプローチはかけておられませんか。よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

産業振興財団以外の企業についてでございますけれども、町で直接企業にアプローチをしているということは今のところないんですけれども、今回県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センターに入っている企業からちょっと1社連携等のお話もございまして、創業についての支援事業というのを取り組めないかということでご相談を受けてますので、そういった機会を生かして取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なかなか他の企業にアプローチをかけるってそう簡単にいくもんじゃないというふうに理解をしておりますので。ただしかし今お聞きしたら、着実に財団と一緒に企業訪問したりとかですね、1件何か脈がありそうな企業があるとかお聞きしましたので、着実に進んでいるのではないかなというふうに思います。長崎市はたしかもうあと二つぐらいいかな、あの中からもう連携しているんじゃないかなと思います。本町もぜひ長崎市に負けないように、そこは自治体間の競争になると思いますけども、より拍車をかけて頑張りたいというふうに思います。今後ますます連携して進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願ひします。私、県立大学シーボルト校の生徒ともお話しする機会がありました。そしたらその中の一人が「もしそういうふうな、議員がおっしゃるような企業が長与に来てくれたら、私はそこに就職したい」と。よそから来ていた子なんです、寮にいて。就職したいというふうに。おったんですよ。人口増にもなるし、優秀な子どもたちがそうやって来てくれれば、アルバイトでわざわざ住吉の方向に皿洗いにいなくても、パンチングができると。僕はそっちがいいですねというふうに話をすることができました。ぜひですね、みんなも期待しているのでこのプロジェクトを進めていっていただきたいと思ひます。以上でございます。どうもありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時15分～10時30分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、安部都議員の①本人通知制度導入及びマイナンバーの誤登録問題について、②資源化物拠点回収の見直しについての質問を同時に許します。

9番、安部都議員。

## ○9番（安部都議員）

9月定例会最後の質問者となりました。最後までよろしくお願ひいたします。それでは質問をいたします。①本人通知制度導入及びマイナンバーの誤登録問題について質問いたします。平成27年10月、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行され8年目となりましたが、他人の番号や情報が誤登録される重大なミスが発生し、個人情報流出がされるなど国民の信頼度も喪失状態である中、2024年秋までに紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーにひも付けされ一本化される予定であるなど不透明な状態であります。住民票や戸籍謄本などの証明書はマイナンバーカードを使用して取得できます。マイナンバーカードを紛失した場合、個人情報が流出し悪用されるリスクも否めません。実際、戸籍謄本や住民票を不正に取得し、還付金詐欺や事件、犯罪等に使用された事例もあります。現在、全国でも多くの自治体が本人通知制度の導入を行っており、事件や犯罪、不正請求や人権侵害を防ぐ意味からも必要不可欠な制度だと拝察いたします。そこで今後の課題や問題点など、本人通知制度導入に向けた考えをお伺ひいたします。（1）現行の健康保険証の廃止について本町の見解を伺ひます。（2）マイナンバーカードの交付状況を伺ひます。（3）本町でのマイナンバーの誤登録件数と誤登録に対する住民対応、事務量の負担について伺ひます。（4）全国でもマイナンバー制度を利用した還付金詐欺事件などが発生していますが、本町での詐欺被害等は把握できているのか。また、今後の対策はどのようにしているのか、お考えをお伺ひいたします。（5）本人通知制度は、不正取得や犯罪、人権侵害の是正として必要な手段であると思います。長崎市は平成28年、五島市は平成29年、佐世保市が令和元年に開始されていますが、本人通知制度の条例や要綱の制定など含め本町の導入に向けた進捗状況をお伺ひいたします。（6）現在までに、住民窓口において証明書の交付申請の不正取得が行われた把握事例をお伺ひいたします。

大きな2番目、資源化物拠点回収の見直しについてお伺ひいたします。資源化物拠点回収については、これまで多くの住民からの見直しの考えが出されています。今回も住民の方からの依頼を受け、「高齢者等にとって、金属類など重たいものを遠方の拠点場所まで運ぶのが大変です。早く近くのステーションに変更してください」との相談をお受けいたしました。数十年経過した制度をそろそろ確実に見直す必要があると考えます。各自治会が高齢化した現在において、ごみ排出困難者への優しい合理的配慮のある環境行政が必要だと考えます。よって以下の質問をお伺ひいたします。（1）現在、金属類、ビン類、紙パック、布類等は拠点回収となっていますが、ごみステーション回収変更への見解と変更はいつ頃になるか予定などお伺ひいたします。（2）ごみステーションへ変更した場合の人件費など経費はどのくらいかかるのかお伺ひいたします。（3）高齢者や生活弱者へ配慮した改善策などあればお伺ひいたします。以上、答弁よろしくお願ひをいたします。

## ○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、安部議員の大きな1番目、本人通知制度導入及びマイナンバーの誤登録問題についての中身の1点目、健康保険証の廃止についての本町の見解ということについてのお尋ねでございます。現行の国民健康保険証は、令和6年秋にマイナンバーカードと一体化し廃止の予定でございます。現時点では当面の間、マイナ保険証を保有していない全ての方に、資格確認書を申請によらず職権交付する形での国の対応案が示されているところでございます。資格確認書の有効期間は5年以内で、保険者が設定できる予定でございます。7月の国民健康保険証更新時にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するリーフレットを同封し、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットや、マイナンバーカードの安全性などにつきまして周知を行ったところでございます。今後も国の動向を注視しながら、保険証廃止時に混乱のないよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

2点目のマイナンバーカードの交付状況についてのお尋ねでございます。総務省が公表しております令和5年7月末時点の長与町のマイナンバーカード保有枚数率は、76.3%となっているところでございます。

3点目でございます。マイナンバーの誤登録件数と誤登録に対する住民対応、事務量の負担ということでのお尋ねでございます。現在、国の点検方針に基づき、マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検が実施されているところでございますが、本町がマイナンバーを誤ってひも付けていたものは、現在のところ確認をされておられません。また先般も申し上げましたとおり、長与町におきましては、個別データの点検は要しないとされたところであるものの、今後の職員への負担、業務への影響等につきましては、現在のところ不透明な部分が多うございます。

続きまして4点目のマイナンバー制度を利用した還付金詐欺についてのご質問でございます。マイナンバー制度を利用した詐欺といたしましては、マイナンバー制度をかたった不審な電話、メールなどをきっかけとして不正な勧誘や個人情報の取得を行う詐欺があります。本町における被害状況につきましては、長崎県警へお尋ねをしたところ、長崎県内においても被害の報告はあっていないとのことでした。今後の対策といたしましては、マイナンバー関連の詐欺は、これまでの詐欺と手口が大きく異なるものではないことから、引き続きさまざまな手段を通して詐欺被害を防止する情報発信等により注意喚起を行い、詐欺被害の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

5点目の本人通知制度の導入についてのご質問でございます。本人通知制度とは、住民の個人情報が不正取得されることを防止するため、戸籍、住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度のことで、あらゆる目的での戸籍、住民票の不正取得を抑止する手段の一つと考えております。この制度につきましては、いまだ法整備がなされて

おらず、各市町村の判断のもと導入、運用されているため、運用方法によっては正当な第三者の権利を侵害する可能性があることなどを踏まえ、権利保全の観点からも厳格で公平な制度として機能すべきと考えておりました。本町では現在のところ導入には至っていないところでございます。しかしながら全国的に統一した運用を求め、戸籍事務協議会を通じまして法整備を国へ要望をしているところでございます。今後は本人通知制度の実情を、各市町自治体の状況などを見据え、そのメリットデメリットを考慮、研究し、導入の有無について判断をしてみたいと考えております。

6点目でございます。証明書交付申請の不正取得の把握事例についてのお尋ねでございます。本町の窓口における証明書の不正取得事案につきましては、平成23年に全国的規模で発生をしました戸籍謄本等不正取得事件におきまして、不正取得があった中に長与町分2件を確認しております。また、平成29年に大分県で発生しました住民票等の不正取得事件におきまして、本町分1件を把握しております。それ以外につきましては、本町での不正取得は確認をされていないところでございます。

続きまして大きな2番目、資源化物拠点回収の見直しについてということで、1点目が金属類等のごみステーション回収変更への見解と変更時期についてのお尋ねでございます。現在実施しております資源化物の拠点回収は、町内自治会で組織されております長与町保健環境連合会によって、町民の分別意識の醸成を目的として始められたという経緯がございます。また、拠点回収によって集められた資源化物の売り払い収入は、資源化物収集助成金として各自治会に還元をしております。各自治会の貴重な財源の一つともなっているところでございます。拠点回収の件につきましては、長与町保健環境連合会総会および理事会の中でも、ステーション回収に変更を希望するご意見や、自治会員の交流の機会になるので継続を希望するご意見など、さまざまなご意見を頂戴しているところでございます。また、資源化物の受け入れ先であります長与・時津環境施設組合とも協議を進めているところでございます。今後も引き続き保健環境連合会ならびに環境施設組合と協議を行いながら、方向性について決定をしてみたいと考えております。

2点目のごみステーションへ変更した場合の経費についてのお尋ねでございます。先ほど申し上げましたとおり金属類等のステーション回収への変更につきましては、保健環境連合会ならびに環境施設組合と協議中の段階でございまして、収集体制や処理場の受け入れ体制など、不透明な部分も多いことから経費の算定までは至っていない状況でございます。今後、協議を進めていく中で明確になっていく部分もあることから、実施の有無の重要な判断材料である経費につきましても、十分に精査をしてみたいと考えております。

3点目でございます。高齢者や生活弱者へ配慮した改善策についてのご質問でございます。本町では、ごみ出しが困難な高齢者や障害をお持ちの方を対象に、週に一度ご自宅を訪問し、ごみや資源化物の収集支援を行う高齢者等ごみ出し等支援事業を平成1

7年度から実施をしているところでございます。令和4年度の申請件数は35件で、年度末時点の利用登録件数は108件となっており、多くの方々にご利用いただいているところでございます。周知につきましては、町ホームページやごみ収集カレンダーへの掲載ならびに高齢者、障害者担当部署を通じて行っているところでございますが、中には制度をご存じない方もいらっしゃるかと存じております。ごみ出し等で困っている方の利用促進を図るためにも、さらなる周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。現行の健康保険証の廃止についての見解でございました。お聞きいたしました。8月2日長崎新聞におきまして、政府は7月に1,741市区町村にインターネットでアンケートを実施されております。このとき1,370人が回答しております。この現行の健康保険証に対しては、予定どおり廃止すべきが29%、廃止を延期すべきが41%、廃止を撤回すべきが2%、その他が28%ございましたが、本町はこれについてはどのように回答をされたのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

回答の内容でございますが、保険証の廃止につきましては、選択肢の中から保険証廃止を延期するべきだを選択いたしました。また、最も不安を抱いている課題として、誤登録や個人情報漏えいなどカードをめぐるミス、対応を選択いたしました。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。廃止を延期すべき、そうですね。住民のやはり一番の心配というのは誤登録、個人情報の漏えいのところだと思います。高齢化が進む自治体では、住民の抵抗力が非常に強いと聞いております。現行の保険証廃止が拙速ではないかという意見も出されております。先ほど町長からの答弁で保険証の廃止につきまして、保険証代替として資格確認書発行の事務があるとお答えがありました。これは20%の人が非常に懸念をしているというところではありますが、本町のこの資格確認書発行の事務の負担が増えるというところに20%の人が懸念をしているということですが、本町としての見解をお聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

保険証とマイナンバーカードの一体化については、メリットや使い方等、十分住民の方の理解を得られていないように感じます。広報やチラシなどで資格確認証のことなどを丁寧に説明を行い、少しでも住民の皆さまの不安を払拭したいと考えております。また、マイナンバーカードを保険証として使用しない方に不利益が及ばないように、資格確認書を滞りなく交付する準備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

先ほど資格確認書発行ですね。これは令和5年以内が使用可能というところでお答えがありました。そしたら令和5年以降は、もう自動的に皆さんが移行されるというふうに思っておりますのでよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

保険証とマイナカードの一体化は、令和6年秋が予定されております。それ以降はマイナ保険証をお持ちでない方には職権で資格確認書を交付しまして、その有効期間は、保険者が最長5年の中で選択することができます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

今後その移行していく上で、保険証が履行する上で、非常に皆さま方が不安に思うと思うんですね。この辺り来年以降、また注視していきたいと思っております。そしてまたマイナンバーカードの交付状況をお伺いいたしました。これが町が76.3%の保有率というところで先ほどお答えがありましたけれども、これは令和5年7月31日時点では3万2,774枚というところで、また今増えていると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

マイナンバーカードの交付状況ですけれども、あえて町長答弁の方では保有枚数率という言葉を使わせていただいております。というのが、これまでは人口に対しましてマイナンバーカードを交付した枚数ですね。ただこの方には今現在例えば転出をされている方であったり、異動者、例えばもう亡くなられた方とか、そういったのも含まれている枚数になります。そういったのを含みますと交付率としては81%ほどあって、その交付枚数は議員が今おっしゃいました3万2,700枚ほどございます。ただ、そういったものを差引いたところでの現状の持ってらっしゃる枚数ですね。この枚数率、保有枚数率というのが先ほど申し上げました76.3%ということになります。分母でありま

す人口につきましては、令和5年1月1日時点の人口が基準となっております、長与町4万395人ですね、それに対しまして保有枚数が3万820枚ということで、保有枚数率が76.3%ということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。その残りの2割超の方については今後普及促進を図っていくと思われませんが、今後どのような対応をされていくのかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まだ未交付の方が76%を引いて約24%の方ですけれども、その未交付の方につきましては、さまざまな理由によって申請ができなかったという方が多数含まれているのではないかと思います。今後国の方の対策でもそうですけれども、長与町として考えますのが、例えばその申請をされなかった方には、ご入院をされている方であったりとか施設に入所されている方とか、どうしてもご自宅でなかなか外に出られない方とかそういう方、いろんな理由の方がいらっしゃると思うんですけれども、そういった方々につきましては、出張申請受付というような形ですね。こちらの方から出向いて申請を受け付ける。または代理申請が最近はかなり簡素化をされてきましたので、申請を代理でしていただいて今度出向いての交付をすとか、そういったことでこちらの方から出向いての申請、交付の受け付け等を、そういったものがまだ決定ではないんですけれども、そういったことも今検討をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

それではさまざまな方法手法をされていくことと思います。マイナンバーカードに関しましては、全国から相談や苦情の電話または自主返納急増があつていとお聞きいたします。本町におきましては、どのような状況でございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず本町の窓口寄せられている相談とか苦情についてですけれども、マイナンバーのひも付け誤りであったり誤発行ですね。ああいったことが発生をしている。本町ではないんですけれども各地で発生をした後あたり、そこらあたりからはやっぱりどうしてもそのマイナンバーカードとマイナンバーに不信感を持たれた方とか、大丈夫だろうかというようなことでの相談やご意見、こういったものを時々ですけれども受けておりま

した。ただ一時期に比べると、現在はちょっと少なくなっているようではございます。ただ件数について把握をしているわけではないので、時々受けるというような形でご理解いただきたいと思います。そして自主返納ですけれども、長与町においては自主返納は今のところ1件もあっておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。8月11日に共同通信がまたこれも市区町村にアンケートを実施しております。これは84%に当たる1,466人が回答しております。90%がマイナンバーカードに関する事務の負担を重く感じていると回答しております。本県では長崎県と19市町が重い、やや重いと回答しておりますが、本町はこれに対してどのようにお答えをしたのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

当該アンケートにおきましてマイナンバーカードの事務の負担につきましては、本町の回答は、事務負担は重くということに回答をさせていただいております。その理由といたしましては、まず、カードの普及対策の一つとしてマイナポイント付与という事業があったと思いますけれども、その事業の実施に伴いましてカードの交付申請者が急増をしました。同時に窓口にも申請の方々が殺到したというか、かなり多くの方で混雑をしたんですけれども、そういったことも踏まえまして、窓口の混雑とともに職員の事務量はかなり増えたということですね。併せて時間外とかそういう業務とかそういったのもかなり増えております。それともう一つは、先ほど言いましたひも付け誤りとか誤発行ですね。こういったことの発生によりまして、マイナンバー制度に対する不信感とか不安を持たれた方に対する相談とかご意見とか、そういったのも一時期ですけど増えたということもありまして、業務負担にはなっておりますし事務量の増大にもなっておりますので、そういった回答をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

マイナポイントの付与によって1月、2月が非常に過密になったというところで、重いというふうに回答されたというところでありました。このマイナンバーカードの普及促進によって、交付枚数が先ほど言われましたように増加した。そしてまたコンビニ交付など電子証明書の更新業務など継続的な事務の増大が見込まれますけれども、この職員の事務負担の軽減について、今後の取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

マイナンバーカードの普及によりまして、もちろんマイナンバーカードに関する業務であったり、今後更新事務とかそういったのも出てきます。また、未交付者への対応ですね、そういったのもございますが、現在本町ではカードの申請交付、受付ですね、そういった管理を自前のシステムで管理をしているんですけども、今年度でございますが、マイナンバーカードの交付予約管理システム、こういったものを導入をする予定にしております。その導入によりまして事務の効率化ですね、それと職員の業務負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。今後もそういった事務の効率化等につきましては、検討して判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、長与町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務、これはホームページに載っております。これは随意契約によって募集をされているというふうに書いておりましたが、このプロポーザルの参加者の募集が9月8日、明日の17時までとなっております。現在募集など何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

この交付予約管理システムにつきましては、議員がご案内のとおり9月8日までの期限でプロポーザルの申し込みの受け付けをしているところでございますが、件数について現段階締め切り前ですけども、ちょっとお伝えをしていいのかわちょっと私もそこは判断ができません。お答えは控えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

いろいろな事情があると思いますけれども、今後このプロポーザルに関しましてはホームページに載っておりますので、この委託契約は来年の3月までとなっておりますので、このマイナンバーカードもそれまでに作業の工程が完了するというふうに見なしていいのかわ、それともこの委託事業が6年3月で終わりとなっておりますので、その先またマイナンバーを交付するための作業というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

今回募集をしております予約管理システムにつきましては導入の委託契約になります

ので、もちろん導入をしましたらその後はずっと継続してその管理システムを使って管理をしていくこととなりますので、ずっとその同じシステムを使って管理をしていくこととなります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。それではマイナンバーの誤登録件数と誤登録内容負担についてお聞きいたします。先ほど町長の答弁で本町は正確性を持ってやっていて、本町の誤登録はなかったというところをお聞きいたしました。的確な業務をされていることとお見受けいたします。しかし、政府発表では、この誤登録に関する異なる個人番号のひも付けされているミスが8,441件あったと発表をされております。そしてまた政府は今年の秋までに懸念される全ての自治体を対象に個別データ総点検をするという方針でしたが、先ほどの答弁で本町は対象外ということでありました。今後昨日の同僚議員の答弁の時に、今後の対応についての指示を待っていると答弁をされておりますが、今後その指示を待つというのは何らかの政府からの、また指示、何かあるのでしょうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

現在のところ今日の長崎新聞1面にも出ておりましたけれども、個別データの点検をする自治体という所が公表されております。その進捗を踏まえてまず国としても判断をされるのかなというふうに思っております。ですので、現在のところ具体的な指示というのは来ていないというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

政府はもうデータの定期的なシステムチェックというのを、今後仕組みの導入を検討するというふうにしておりますので、これも早い対策が見込まれると思います。登録ミス防止のため、政府はガイドラインも9月までに策定を決定するとしています。本町にこれは通達はあったのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

議員がおっしゃるとおり8月8日の会議において、9月をめどにという表現であったかと思いますがけれどもガイドラインをとおっしゃってございましたけれども、現在のところは届いておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

今後しっかりとこのチェック、誤登録にしても全てないような、本町にもですね、このガイドラインをしっかりと、政府が発表していくと思いますので、それに注視して行っていただきたいなというふうに思っております。そして4点目のマイナンバーを利用した還付金詐欺の発生であります。全国では個人情報の取得のために高齢者などに「還付金が下りますよ、マイナンバーカードを教えてください」などというような詐欺が増加したと言われております。今後本町におきましても、詐欺にかからないための住民を守るための啓蒙活動と申しますか、そういった対策がありましたらお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

マイナンバー制度に関します詐欺につきましては、マイナンバー制度に便乗した詐欺であるというふうに考えておりますので、これまでと同様の対策を行ってまいりたいというふうに考えております。ですので、例えば電話でお金のお話をされたら詐欺を疑うとか、そういった基本的なことをこれまで同様に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、しっかりと対策を行っていただいて、今若い人も結構還付金詐欺とか、いろんな何か詐欺に遭ったというようなところもね。いろんな今詐欺が起っておりますので、巧妙化されていますので、そのあたり住民の還付金詐欺とかいろんな詐欺に引かからないためにも周知徹底をしていただきたいなと思っております。

次、5点目にまいります。本人通知の制度でありますけれども、安部が平成28年、同僚議員が平成30年で質問して、その時の町長答弁が、導入に向けた動きができるよう要綱案などの検討を進めているが、国が進めることが重要であると。流れは変わってきているので問題点などを把握して考えていきたいと回答しております。本日も同じような感じであったと思っておりますけれども、この本人通知制度に関しましては、本当に7、8年私もずっと経過をしているところでもありますけれども、全国的にそのニーズや重要性が高まっているというふうに思っております。そこで、この導入をするためには事前登録というものが必要であると思っておりますけれども、さらにやはり住民の安全安心を図るために対策を講じていただきたいなというふうに思っておりますが、もう7、8年も経過しています。いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

議員がおっしゃいますとおり以前にも本会議でご質問を受けてはいるようでございます。その当時の答弁とあまり変わらない、確かにそういう部分もあるかと思えます。ただうちの方としましては、引き続き町長答弁にもありましたが、全国統一的な運用をしていただきたいということで。我々は住民基本台帳法と戸籍法にのっとりて交付をいたしております。片や本人通知制度につきましては自治体独自の運用となっておりますので、そこを全国統一的に何とかできないかということでの要望を続けているところでございますので、そういった部分につきましては以前と答弁が変わらないところになっているかと思えます。ただ、やはりその住民をそういった不正請求から守るという点につきましては、非常に重要な制度の一つではないかということは考えております。全国的にも結構多くの自治体が制度を取り入れているところがあるようではございますけれども、そのやり方もいろいろ、事前登録型ということもおっしゃいましたが、例えば被害告知型であったりとか、通知をする内容をどこまでにするであるとか、対象をどこまでにするとか、そういったところが自治体によってもさまざまあるようでございますので、そういったところを今後研究をさせていただいて、それで判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

それでは全国自治体で導入されている1,741市区町村のうちの、どのくらいが導入されているか把握をされていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

我々が把握している数字は、これは国とかからの公表というわけではないので正確かどうかちょっと分かりませんが、あくまでもウェブ上で、ある団体の集計を取ったのを見させていただいたことがあるんですけど、それによりましては全国自治体の中で約43%の自治体が導入をしているということで確認をいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

43%、750市区町村が導入をしております。九州でも福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、そして長崎県というところで実施をされております。これだけ多くの自治体が導入をされているというところで、本町におきましては住民からの本人通知制度の登録をしたいとか、導入してほしいとかいう要望は上がっておりますでし

ようか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

本町で実施をしております町民の方々から意見を聞く機会がいろいろあるかと思うんですけども、そういった中でもこの本人通知制度につきましては、要望であったり提案ですね、こういったものを数件いただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

私のところにも住民から数人お電話がありました。この本人通知制度は本当に必要ですから、もうとにかく早く導入をしてほしいと。そしてその方が言われるにはもう10人ほどは声が上がっていると、そしてその周りの40人ほどもやはり自分の周りでは、本人通知制度の重要性というのを言われているということでありました。そしてまた昨日の同僚議員の質問の回答におきまして、この本人通知制度というのは第三者の権利を侵害する可能性があるので、本町としては導入にはまだ至っていないという回答がありましたけど、本人通知制度の証明書の請求の氏名、住所などの個人情報、その本人には通知されないわけですね。示されるのは交付年月日と交付した証明書の種別、交付通数と交付請求書の種別、本人の代理人かまた第三者か、それだけしか本人に通知をされないの、第三者の権利を侵害する不都合というのは全く起きないと思います。これについては見解をお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

第三者の権利の侵害につきましては、例えば訴訟問題であったり相続の関係であったり、遺言書の作成とかそういった関係での第三者請求というのがございます。そういった場合につきましては、そこを受けた8業士の方になると思うんですけども、そういったところにつきましては、本人に事前に知られてしまうとその業務の遂行の妨げになる可能性があるということが言われております。なので例えば、言えば債権の問題であったりした場合に、そういったことで本人のことについて調べる場合があるんですけども、そういった場合先に住民票をそういった通知がありましたよということであれば、例えば住所を移されたりとか、先にいろんな対策を講じられる場合があって適正な執行ができないという可能性があるということが言われておりますので、第三者の権利についてはそういったことで侵害をされる可能性があるということでは言われております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そこは厳格な的確な判断のもとにしっかりと窓口においても的確に行うことができますので、そのあたりは今後検討していただきたいなと思います。この本人通知制度がない、導入していない自治体は、本当にこういった詐欺とかいうのが狙われやすいというふうにも言われておりますので研究していただきたいと思います。それから住民窓口においての証明書の交付申請の不正取得でございます。私の前回の答弁におきましては21年戸籍が1件、住民票が1件不正取得があったというふうに回答がありました。そしてまた今回は、平成23年、平成29年に本町でも1件あったというご回答がありました。現在この戸籍や住民票の証明書の発行をされたか否かについての交付の確認というのは、本人はどのようにできますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

先ほどから言われています本人通知制度で、例えば事前登録をされたりする方については通知は行くようにはなるんですけども、長与町は実際現在導入をしておりませんので、長与町にお住まいの方が本人の住民票とか戸籍に関する証明等の交付があったことを知るには、個人情報保護法に基づいての情報開示請求をしていただくこととなります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね。個人情報開示請求というのがございます。しかし、過去にも全国の結婚や就職などの身元調査、興信所、探偵所と結託して不正取得や戸籍謄本、住民票を取得した、そしてまた殺人事件まで発生した事例もございます。例えば今現在長崎市がこの通知制度を導入しておりますけども、第三者に発行したときに交付後に30日経過後に本人に郵送で通知されます。これだと何か事件や事故があったときに、未然に防ぐことができないわけですね。交付があった後30日、1カ月たったらもうその間に本当に何か起きるかもしれない。だから事件や事故が起きる前に、可能性が起きる前に例えば事件が起きる可能性がある方たち、事前登録いろんなされる人たち、未然に解決するために3日以内の本人の通知制度が重要だと思いますが、本町はまだ導入には至っておりません。こういった考えなどはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず先ほどもちょっと申し上げたんですが、本人通知制度のやり方、手法ですけれども自治体でさまざまございます。交付をされてすぐに数日以内に通知をするところも

あれば、今おっしゃられたように30日経過後に通知をするというふうに定めている所もあるようでございます。30日以上経過してからというのは、ちょっと私が先ほど申し上げましたちゃんとした法的根拠を持って交付請求をされてくるところです。訴訟問題とか相続とかそういったものがあるんですけども、そういったその事前対策を取られないようにということもあるためじゃないかと思うんですけど、そういったことである一定の期間を経過した後に本人に通知をするというふうなやり方をとられているんじゃないかと推察をされます。そういったことでいろんなやり方が自治体によって違いますので、長与町としましてもそういったところを勉強させていただきながら判断をしてみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

全国には事前登録の他に被害者登録っていうのもありますので、そういったところもしっかり研究して行っていただきたいと思います。不正取得が例えば行われたと分かった場合、現在の所管としてはどのような対応を図られるというふうに考えがあるのでしようか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず不正取得の事実が認められた場合につきましては、個人情報保護法のその開示をする規定の中で、特別の理由というのに該当されると考えております。それによりまして自動的にですけれども、その場合は本町の方からその本人に対しまして、全ての情報を開示させていただくことになろうかと思っております。その後はそれを受けまして、そのご本人が実際にその被害があったものなのかどうなのかはちょっとそこは分からないですけれども、それは本人の判断によりまして、例えば捜査機関の方に相談に行くであるとか、被害届を出すとか、そういったことにつながってくるのではないかと思います。本町としましては、そういったことで本人に通知をさせていただくということになるというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。戸籍事務協議会を通じて法整備を国に要望しているということですので、被害者の命を守るためにも導入に向けた前向きな今後検討をしていただきたいと思います。思っております。

それから大きな2番目にまいります。資源化物拠点回収の見直しにつきまして、先ほど町長からの回答が保健環境連合会や環境施設組合との連携を図って協議を今後してい

くということをご答弁されました。私も自ら金属など重たいものをその遠方の公園まで運ぶのは本当に困難で、なかなかもう1年に1回も行けない状況であります。多くの老老介護世帯、1人住まいの高齢者世帯、障害者世帯など、生活難民者の声は聞こえていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

町長答弁の中でもお答えをさせていただいたんですけども、本町で高齢者であったりとか障害をお持ちの方を対象に、高齢者等ごみ出し支援事業というのを実施いたしております。この周知方法につきましては、ホームページ、広報それとお配りをしております環境カレンダーですね、ごみ収集カレンダー。それと高齢者、障害者の担当の所管部署ですね、そういったところを通じてご案内をさせていただいているところであります。実際申請の中には、ケアマネジャーであったり支援事業所であったりとかそういった方々からの代理申請等もあっております。ただなかなか周知が行き届いていない部分もあるかと思しますので、そういったところにつきましても今後また周知を、いろんなさらなる周知を図っていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

まだまだ知られていないこの制度でありますし、そしてまたこの制度を活用しようとしてもその世帯に、例えば健常な親族がいたらもう利用できないとかいろいろあると思いますが、その辺りはどのように対処されていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず対象となる方につきましては先ほど申し上げたとおりですが、申請をいただいでから住民環境課で訪問をさせていただきます。ご家庭の状況であったり、ごみ出しの状況であったり、また関係者、ご家族であったり支援をされている事業所とかケアマネジャーとか、そういった方々からも話を伺うようにしております。そういった上で総合的に判断をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そのこのところの家庭の事情も勘案しながら決定をしていただきたいと思っております。それから人件費などは不透明で精査を今後していきたいというところでありました。そしてまた週に1回自宅へ伺って、そのようなごみの収集なども行っているというところ

でもあります。各自治会の今の助成金ですね。このごみ分配の自治会への助成金については重要な資金になっていると思いますが、この分配額の過去最高となっているときと現在の推移っていうのはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

議員がおっしゃられます拠点回収に伴います自治会への助成金ですけれども、こちら是要綱で定めさせていただいております、自治会等で回収いただきました資源化物ですね。これの売り払い収入からその収集運搬に係る経費等を差し引いた額について自治会の方に還元をさせていただいているところです。これまでで一番多かったところということですがけれども、一番多く助成をさせていただいた時が平成23年度になります。合計で945万6,000円でございます。一番少ない時になると令和2年度の225万7,000円となっております。こういったことで差があるんですけれども、これにつきましては、必要経費というのはそう変わらないできています。売却単価ですね、これがばらつきがございますので、どうしても波があるという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。拠点回収を継続したい自治会というのがやはりあると思いますが、それはどのくらいあるのか把握はできていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

自治会に対して保健環境連合会の方で話をさせていただいているんですが、それぞれの自治会に個別にアンケートを取ったりとかいうことは近年しておりませんので、幾つの自治会がというのはちょっと把握をしていないですけれども、続けてほしいという意見もあればステーション回収に変更してもらいたいというような、さまざまな意見があるところを今現在のところ把握をしている状況です。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、拠点回収を継続したい自治会はそのまま継続していただき、そしてまた困難な自治会にはこれから新たな手法を考えていただくとか、ごみステーションでの回収に変更してもらうことが望ましいと考えますが、最後に町長の見解をお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ごみ問題は非常に生活に密着した大切な問題ですので、今までもずっと研究をしてきております。議員もご承知のとおりごみを出す場所、拠点回収もありますし常時回収もあります。そういったことで今後もこれについては継続的に、住民の皆さん方が一番利便性が取りやすい方法ということについて、いろんな各機関と相談をしながら進めさせていただきたいとそのように思っています。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね。もう今自治会は本当にニュータウンもそうですが、うちの自治会もそうなんですけど、本当に高齢化して役員も大変な状況で負担に感じているというふうに言われていましたので、ぜひその辺りは町長、決断をしていただきまして、ごみステーションの方で回収を行うとか適切な、これから高齢者、生活困難者のために対策を講じていただきたいなと思います。質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時25分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第46号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第47号町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

2点ほど質問をさせていただきます。この道路につきましては南交流センターのあの線だと思っているんですけど、私どもが走りましてもそう違和感がないような現状だと思っているんですけど、この道路の舗装につきましては年次計画の中でやっておられたのか。そういう台帳に基づいて年次計画にあるようだったら分かるんですけど、特別にこういう問題が起きたのか。この舗装することについてのことを一つお尋ねをしたいと思っております。まずその一つをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらの路線につきましては、年次計画、所管課の方で舗装に関する修繕計画というのを策定しております、そのスケジュールの中で優先順位が高いということで今年度取り組ませていただくということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

公共施設の管理計画の中での年次計画というのは私たちも頂いているんですけど、また水道についても管についての台帳というのがあるんですね。そうすると、この道路についてもそのような、要は結局整備をされて順位をずっと、来年度はどこをするということで決めておられるということで理解していいのか。それと同時に道路の耐用年数ですね、その辺を何年ぐらいに考えておられるのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

舗装については道路施設自体の年次計画ではなく、舗装についての計画というのを策定しております。その中で優先順位を決めまして、優先順位が高い所から取り組ませていただいております。しかし、例えば突発的な要件、例えば局所的な著しい劣化とか、あと湧き水、湧水とかで損傷が出た場合はそこは必要に応じて対応しているというのと、もう一つ、水道とかガスとか埋設物工事の計画がございました場合につきましては、復旧につきましては同じように面的に取り組むのが効率的であるっていうのと、また周辺住民の生活、地元の負担、通行止めの期間とか騒音とかその辺も考慮いたしまして、優先順位とは別でそういった形で対応している部分もございます。耐用年数につきましては舗装はおおむね10年っていうのがあるんですが、交通量とかそういった部分で損傷の度合いというのはあろうかと思えます。はっきり今の時点で何年ということを申し上げることはできないかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

先ほども言いましたように、あの路線は急カーブが二つあるんですね。それでちょっと走りにくいところがあるんだけど、舗装については私はよくできているなどぐらいしか思っていないんですね。だからそれはそれで優先順位ということで決まっていれば、別にそれは問題はないです。ただ僕は、さっきちょっと課長が言われたのはちょっと勘違いされていると思うんだけど、私は道路についてこの場所が何年度ということで順番

に計画的にいわゆる計画表か何かがあるのかなど。管の場合は漏水したのを順番にやっ  
ていくとか、それとあと公共施設の場合はいろんな部分で施設管理の順位を一つの資料  
として作っていますよね。しかしこの道路についてはそういう資料は作っているのかど  
うかということをお尋ねしてる。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員がおっしゃるとおり道路の竣工時からの年数で管理するのが好ましいのではない  
かというのはあろうかと思いますが、今この計画を作るに当たって、平成28年度に測  
定車を走らせまして路面の状況調査をした結果を基に優先順位等を決めております。ま  
たその後、令和3年度にも同様に測定車を走行させまして3年度時点での状況というの  
を整理したところで、今の計画を改定しております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

今言われた計画というのは、長与町の道路はほとんど100%舗装はされていると思  
うんですけども、全域にわたった道路を計画されているのか。それとも特定の大きい幹  
線道路とかそういったものだけを抜き出してやられてるのか、そこはどうなんでしょう  
か。全域となると相当なものがあるのかなと思ったもんですから。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

平成28年度当初は都市計画区域内全域及び、一般区域内1級2級町道の調査をして  
おります。令和3年度につきましては、道路の等級とかそういう特性ですね、そういっ  
た部分で5年ごとに状況確認をするべきだろうという部分とそうじゃない部分を分けさ  
せていただいております、令和3年度の調査については全域では行っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

この頂いている図面を見ますと、もう完全に道路の部分だけで左右のこの50センチ、  
側溝ですかね、この部分は入っていないんですが、ここについては一切今回の工事には  
入らないということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

おっしゃるとおりでございます、今回の工事の施工範囲といたしましては車道部分のみの修繕、補修とか、当然やり替えといったことで施工範囲をそこで定めさせていただいています。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

たしか3年ぐらい前なんです、南交流センターのちょうど向かいぐらいの近隣にお住まいの方から、ちょうど南交流センターと反対側の側溝のふたが、鉄のふたとあとコンクリートのふたと2種類あるみたいなんです、大雨が降ると水流でコンクリートのふたが持ち上がって、持ち上がった後そのまま乗っかってしまって雨がやんだ後も出てしまっている状態になることがあると。それで原付なんかは左を走るようになっていまして、カーブしてきてからそこを走っていると非常に危ないという指摘があって、当時の多分建設産業部長にご相談したんですが、多分そのまま変わっていないのかなと思うんです。もし工事されていたら申し訳ないです。今回の図面を見るとちょうどその部分はこの赤い路線に入っていないんですが、多分今回の工事部分も側溝の造りは同じだと思うので状況は同じだと思うんですね。もし今回の工事で例えば通行止めをするのであれば、その側溝工事が必要であれば一緒にやってしまった方がいいんじゃないかなと思うんですが、まずそういう改善工事をここ2、3年でやったのか、もしやってなければちょっとそういう計画に入れ込めないかと言うと変ですけど、何かこう同時にやるとかそういうことはできないのか。そういう状況を把握されているかということも含めて、ちょっとお考えを伺いたいんですが。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

私自身はちょっと今の話というのは初見でございます、ちょっとその辺につきましては今後の在り方もあろうかと思しますので、緊急的に対応が必要かどうかということを含めて、その辺は現地も含めて確認したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いた

しました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第47号町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第48号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第5、議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第49号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第50号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第51号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第52号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第9、議案第53号令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第53号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第54号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第55号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中議員。

### ○13番（竹中悟議員）

介護保険の介護サービスについてお尋ねいたします。私たちがちょうど団塊の世代ということで、要はすごくお金がかかる時代ということで団塊の世代の方がターゲットとなって、これに向かっていろんな制度が作られていると私はそういうふうに認識しています。私たちが中学校の時には長崎の桜馬場中学校は1学年で24クラスありました。で、もう要は授業が2部授業になってプレハブでやったと、そういう時代が私たちが生まれた時代なんですね。ですから、介護のこの金額については非常に私たちが金食い虫になるということはよく認識をしておりますが、やはり不満もたくさんあるわけですね。その中で、今介護サービスの中で負担の割合が1割から3割と3通りに分かれているわけですが、要は長与町の実態としまして1割が何名ぐらいか、2割が何名ぐらいか、3割が何名ぐらいか、その人数だけをちょっとお尋ねしたいと思います。本当を言えば、要はこの判定基準なども知りたかったんですけど、この介護の仕組みという本を頂きまして、これに丁寧に載っていますので要は人数だけをまず教えていただきたいと思えます。

### ○議長（安藤克彦議員）

村田介護保険課長。

### ○介護保険課長（村田佳美君）

各介護保険負担割合の対象人数につきましては、令和5年7月3日に年次処理を行った数字ではございますが、1割負担が1,636名、2割負担が105名、3割負担が66名、合計1,807名となっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第56号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第57号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第14、議案第58号令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第58号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第59号は、産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第46号、議案第48号から議案第59号までの13件は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号、議案第48号から議案第59号までの13件は、9月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。各常任委員長は審査の結果を9月20日までに議長に報告願います。

日程第16、議案第60号長与町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第60号長与町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第61号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第61号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることにご決定いたしました。

日程第18、請願第1号に対する紹介の取消しの件を議題とします。請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について、請願の紹介者である堀真議員から紹介を取り消したいとの申し出があります。理由はお手元に配布したとおりであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対する紹介の取消しの件の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております請願第1号に対する紹介の取消しの件について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件については許可することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日以降委員会審査のため本会議を休会し、9月21日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 13時35分)